

(令和4年度第2次補正) 静岡県地域少子化対策重点推進交付金 変更実施計画書個票 (市町村分) 個票

自治体名 富士市 (都道府県: 静岡県)

本事業の担当部局名 福祉部福祉総務課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和2 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	31,320,000 36,120,000		円					
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 本市では、急速な少子高齢化による人口減少が進行する中、令和2年の婚姻数が1,016件、婚姻率が4.2%と、経年的に低下傾向である。(参考:平成18年の婚姻数は1,572件で、14年間で556件(▲35.4%)と大幅に減少) 一方で、結婚・子育てに関する市アンケート(平成30年度)では、「将来結婚したいと思うか」という設問に対して、「はい」と答えた男性は83%、女性は87%であり、結婚を望む独身者の割合が高いことが窺え、結婚を希望する人が、望む時期に結婚できるよう後押しする支援が求められている。							
	<本個別事業の位置付け> 本市では、地域の実情に合った少子化対策を実施するため、令和2年度に「はぐくむFUJI少子化対策プラン」を策定し、位置付けた施策を総合的かつ計画的に推進している。 本事業については、「はぐくむFUJI少子化対策プラン」における4本柱の内の、「結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる環境づくり」に資する取組として位置付けている。							
	(本個別事業における現状と課題)							
	(課題への対応)							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦のいずれかの婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ※要件緩和分は市単費にて実施				
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 ・市内に居住する方向士で婚姻した世帯 各費用に係る合計が35万円 ・市外から転入した方が婚姻した世帯 各費用に係る合計が50万円 ・夫婦のいずれかの年齢が39歳以下の世帯 各費用に係る合計が20万円 ※要件緩和分は市単費にて実施				
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
・夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと ・夫婦等の定義に、富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱(令和3年富士市告示第18号)第2条の宣誓又は静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第2条の宣誓をし、これらの規定によりパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた宣誓者を含める。 ※要件緩和分は市単費にて実施								

2. 申請見込

①新規世帯見込

上記のうち	63	71	世帯
	ともに29歳以下	28	36
			世帯

左記以外	35	世帯
------	----	----

【積算根拠】

<令和5年度新規申請の見込>

【対象経費支出予定額】

29歳以下: 28 36世帯(見込件数) × 60万円 = 1,680 2,160万円...①

それ以外: 35世帯(見込件数) × 30万円 = 1,050万円...②

合計: ①+② = 2,730 3,210万円

※見込件数は、令和4年度の支給実績を踏まえ算定

【令和4年度申請状況】

令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月
申請 見込 世帯数 42 世帯

②継続補助見込

見込世帯数	継続補助実施の有無	有	世帯
		23	
対象経費支出予定額	4,020,000		円

3. 広報の実施予定

- ・チラシの印刷・配布2,800枚(市内結婚式場100枚、不動産関係700枚、市内事業所950枚、引越業者50枚、公共施設1,000枚)
- ・市役所での婚姻届提出時にチラシ配布1,200枚
- ・市広報誌への掲載

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		希望出生率		2.00 (R8年度)
	年間出生数	人	1,600 (R8年)	1,525 (R3年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.58 (H25~H29厚生労働省: R2公表値)	
	婚姻件数	件	1,016 (R2静岡県人口動態統計: R4公表値)	
	婚姻率		4.2 (R2静岡県人口動態統計: R4公表値)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100 (R3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	41 (R3年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	76 (R3年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県の公共施設等でのチラシ配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	結婚式場、不動産業者、引越業者などに対して、本事業の情報提供を行うとともに、チラシ配架について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供し周知を図る。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
- ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
- ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
- ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。